

福井県文化財保存活用大綱（案）の概要

資料NO. 27-1

令和2年2月10日
生涯学習・文化財課

【基本理念】 「魅力ある福井の文化財」を未来へつなぎ、愛着と誇りある郷土を目指して

○文化財を取り巻く現状と課題

- ・過疎化・少子高齢化に伴い、後継者不足による祭礼・伝統行事の維持管理の危機や管理者不足による美術工芸品等の散逸等の危機
- ・指定文化財の件数の増加により、維持管理に伴う文化財の修理・整備の財政的負担の増加
- ・文化財の保存・管理を担う人材の不足や文化財保護行政専門職員の分野の偏り

第1章 文化財の保存・活用に関する基本の方針

（1）調査・指定等

- ・文化財を適切に未永く保存・活用していくために、専門的見地に基づいて、**文化財の特性を把握する調査を実施**
- ・調査によって得られた知見のもと、専門家の意見を参考に文化財保護行政上に位置づけ保護を図るために指定を実施

（2）保存

- ・文化財の価値を次世代に継承するために、**本質的価値を担保できる保存を実施**

（3）修理・整備等

- ・専門家の助言を仰ぐとともに担当職員の専門的知見も研鑽し、**文化財を適切に保存できる環境を整えた修理・整備等を実施**

（4）活用

- ・適切に文化財を保存・管理されていることを前提に活用を行う
- ・次世代の文化財の担い手を育てるための**学校教育等における活用と地域のまちづくりの核となる文化財の活用を推進**

（5）人材の育成・確保

- ・文化財の価値を理解したうえで**保存・活用を図ることができる体制づくり・人材の育成を実施**

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

◆…新規施策 ◇…継続施策

（1）調査・指定等

- ◇未指定の文化財を含め、県内のあらゆる文化財を調査し、所在や特性等を把握
- ◆調査成果を報告書やホームページ等で公開し、保存・活用を推進
- ◇県の特色を示す文化財、県として重要な文化財について積極的な指定推進
- ◆地域の特色を示す文化財については、市町と調査協力を行い、市町指定を推進

（2）保存

- ◆文化財台帳のデータベース化を推進し、所有者や市町等と情報を共有して、日常管理および防災・防犯対策に活用

- ◇各文化財分野における専門的な知識を有する者の助言を仰ぎ、分野ごとの保存方針を明確化

（3）修理・整備等

- ◇文化財の本質的価値を損なわないために、各文化財分野の修理・整備方針を明確化

（4）活用

- ◆小中学生を対象として、文化財保護指導委員によるパトロールに合わせた体験活動の開催

- ◇ホームページ「福井の文化財」に伝統芸能の動画を掲載する等して内容を充実し、ふるさとについて学ぶ小中学校の授業に活用

- ◇文化財の公開や無形民俗文化財等の鑑賞・体験の促進

- ◇「ふくいの伝統的民家」や「日本遺産」による文化財のまちづくりや公開への活用

（5）人材の育成・確保

- ◆市町の文化財保護担当者等を対象とした、大学教授等の有識者による専門的な研修の実施

- ◇文化財に関する知識や技能を有した幅広い人材の養成に関する支援

第3章 市町への支援の方針

- ◇個別の文化財調査等に係る県職員の技術的な指導・助言等の積極的な支援および学識経験者の紹介
- ◇文化財収蔵施設の適切な管理・運用の指導・助言等
- ◇文化財の修理・整備の取組みに関する指導・助言等
- ◇市町が策定する「文化財保存活用地域計画」への指導や助言等の協力
- ◇地域計画を策定することが難しい市町への県専門職員の調査協力や専門家の紹介等を支援

第4章 防災・災害発生時の対応

- ◆「文化財防火デー」に合わせた文化財の消火訓練や防災・防犯研修会等による地域住民の防災意識の向上
- ◆個々の被災リスク把握のため、市町と協力して文化財防災ハザードマップを作成
- ◇防火、耐震、防犯対策の強化
- ◆文化財防災・防犯マニュアルを作成・周知し、日常的な管理と非常時の対応の理解を促進
- ◇大規模災害時の近隣府県との文化財レスキュー体制への協力と支援要請

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

- ◇本県の文化財保護を統括し、文化財の保存・活用を推進
- ◆文化財保護指導委員の拡充と専門性を高める研修の実施
- ◆行政機関やNPO法人等による文化財所有者などへのサポート体制の構築
- ◇博物館や関係機関等と協働し、専門職員による学校の授業や市民講座等を企画
- ◇文化財の適切な維持管理のため、文化財所有者同士による情報共有や相互間の現地見学会の開催の促進